

平成 2 3 年度事業計画書

基本方針

国民生活に不可欠な農作物の安定生産の確保を目的とし、農業生産の省力化、低コスト化を目指し、かつ安全な植物調節剤の開発と適正な利用の普及を積極的に推進する。

1. 植物調節剤の検査・検定事業

(1) 植物調節剤の薬効・薬害試験

植物調節剤の薬効・薬害試験を受託する。試験は当協会の研究所や試験地で実施するほか、一部を都道府県試験研究機関等にも委託し、適用性及び適正な使用法について検討する。有識者による会議において、実施された試験の適正さを評価するとともに、薬剤の実用性、使用基準を審査し、農薬取締法に定める農薬登録のための資料として提供する。

(2) 植物調節剤に関する基礎的な作用特性試験

新規の植物調節剤について、薬効・薬害及び薬剤の特性に関する作用特性試験等を行い、薬剤としての方向性について検討する。

(3) 植物調節剤の残留量分析試験

植物調節剤の作物、土壌並びに田面水中における薬剤の残留量分析試験を受託する。作物残留試験は、G L P 制度に沿って実施する。分析試料の調整は当協会の研究所や試験地で実施するほか、一部を都道府県試験研究機関等にも委託する。化学分析は当協会研究所で実施するほか、分析機関に委託する。試験結果は、農薬登録のための薬剤の残留性に関する資料として提供する。

(4) 植物調節剤の永年蓄積残留量分析試験

広く普及されている、また広く普及が予測される植物調節剤について、同一薬剤を永年使用することによる土壌中の蓄積残留性と土壌環境影響に関する調査研究を行い、普及された植物調節剤の環境への安全性に関する情報として提供する。

2. 植物調節剤の研究開発事業

(1) 重点研究課題

今後の薬剤利用・開発に必要な重点研究課題を定め、研究所において実施する。

① 問題雑草の発生実態調査と防除技術の開発

水稲作及び畑地・樹園地における問題雑草の発生実態を調査し、地域別生態特性を究明

し、有効な防除方法を確立する。

② 畑地用除草剤の有効利用に関する研究

大豆作における新しい雑草防除技術の開発し、普及を推進する。

③ 抑草剤・除草剤を活用した緑地及び畦畔管理技術の開発

抑草剤・除草剤を用いた緑地管理技術を開発する。また使用場面での実証試験等を実施し、管理目的に応じた効率的な抑草剤・除草剤の利用を推進する。

④ 水稲直播栽培における除草剤の有効利用に関する研究

直播栽培における効率的な初期雑草防除技術を開発する。

⑤ 除草剤・生育調節剤の環境動態と環境影響に関する研究

薬剤の土壌及び水系等、環境への残留性及び生息生物への影響等に関する調査を実施する。

(2) 受託研究課題

「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」（農林水産省 競争的研究資金）のプロジェクト研究課題について分担研究を行う。

① 麦省耕起播種技術を利用した除草剤抵抗性スズメノテッポウの持続的総合防除技術の開発
(九州沖縄農業研究センターからの受託)

浅耕播種及び不耕起播種栽培での抵抗性スズメノテッポウ防除に、効果の高い除草剤の検索並びに有効利用技術の開発を行う。

3. 植物調節剤の普及啓発事業

(1) 除草剤の適正使用のキャンペーン

除草剤の適正な使用について、新聞、ホームページ等を媒体として啓発活動を行う。

(2) 植物調節剤の普及適用性試験

農薬登録のある植物調節剤の適正使用の啓発と普及奨励として、普及適用性試験を受託する。試験は各都道府県の普及機関に委託することにより、薬効及び薬害の有無を実証して各地域毎の普及性について確認する。

(3) 植物調節剤に関する研究会・講習会の開催

都道府県研究機関の研究者及び農薬開発会社等の関係者を対象に、植物調節剤の使用技術や適正使用等に関する研究会及び講習会を開催する。

(4) 機関誌の刊行

機関誌「植調」を刊行し、関係各所に頒布する。

4. 不動産の賃貸事業

- (1) 自己所有建物の一部を賃貸し、その収益の一部は上記事業の円滑な遂行のために使用する。